

平成 30 年度法務省委託事業

インターネット特設サイトの制作及びその広報、新聞による広報、イベントでの特設ブース設置等による啓発活動、人権に関するシンポジウム（高知会場及び東京会場）及びインターネット人権フォーラム（横浜会場）の事前広報に関する入札（仕様書）

1. 件名

インターネット特設サイトの制作及びその広報、新聞による広報、イベントでの特設ブース設置等による啓発活動、人権に関するシンポジウム（高知会場及び東京会場）及びインターネット人権フォーラム（横浜会場）の事前広報

2. 目的

国民に対し、インターネット特設サイト、新聞広報及び特設ブースにおける啓発を行うことにより、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とする。また、人権に関するシンポジウム（高知会場及び東京会場）及びインターネット人権フォーラム（横浜会場）の事前広報により、当該シンポジウム及びフォーラムについて多くの参加者を募ることを目的とする。

3. 訴求対象

国民全般

4. 発注概要

- (1) インターネット特設サイトの制作及び当該サイトの広報の実施
- (2) 新聞による広報の実施
- (3) イベントでの特設ブース設置等による啓発活動の企画・実施
- (4) 人権に関するシンポジウム（高知会場及び東京会場）及びインターネット人権フォーラム（横浜会場）の事前広報
- (5) 効果検証の実施
- (6) 実施結果報告書の作成

5. 業務内容

- (1) インターネット特設サイトの制作及び当該サイトの広報の実施
インターネット特設サイトの制作に当たっては別紙 1、広報に当たっては以下のア、イに基づくこと。
 - ア 必須の広報媒体
誘導用バナーによる広報活動（詳細は別紙 2 参照）
 - イ 任意の広報媒体（下記を参考に 1 案以上提案すること）
 - (ア) SNS（Twitter、Facebook、LINE 等）による広報
 - (イ) 雑誌等の出版物への記事掲載による広報
- (2) 新聞による広報活動の実施
以下のとおり新聞による広報の企画・取材・制作を行う。
 - ア 広報掲載日は、2019 年 1 月中旬～2 月上旬のいずれかの土曜日もしくは日曜日とする。
 - イ 掲載紙は合計発行部数 600 万部以上とし、全国版の本紙にモノクロ全 5 段以上を掲載する。発行部数は単独紙でも複数紙の合計でも差し支えないが、日本全国を対象に広報を展開できることを条件とする。
 - ウ 取材会場、取材の日時及び登壇者に関しては、当センター及び法務省人権擁護局が決定する。
- (3) イベントでの特設ブース設置等による人権啓発活動の企画・実施
人権について改めて考えてもらう機会として、多くの人々が参加するイベント等に特設ブースを設置し、啓発活動を実施する。
 - ア 実施時期（想定）
 - (ア). 2018（平成 30）年 7 月～2019（平成 31）年 1 月の任意の日程
 - (イ). 土曜日や日曜日、祝日、連休、夏休み期間中など、多くの人々の参加が想定される時期
 - イ 実施エリア

- 日本国内（指定なし）
- ウ 実施回数
2回又は2日間以上
- エ 当該イベントの想定総来場者数
3万人程度であること
- オ 特設ブースにおける企画への参加者数
1日（1回）当たり400人以上を想定すること
- カ 対象者
指定なし。ただし、企画立案に当たっては、「子ども」「若年層」「大人」「高齢者」「社会人」「国民全般」など、想定する主な対象者とその理由を企画書中に明記すること。
- キ 特設ブースにおける企画内容
多くの人々に、改めて人権について考えてもらい、気付きを促すような参加体験型の企画とすること。なお、企画内容については、提案された企画書を基に、法務省と当センター、そして本業務受注者間で協議の上、確定することとする。また併せて人権啓発パネル等の展示を実施する。
- ク 特設ブース以外での企画（任意）
当該イベント内におけるメインステージ等でのシンポジウムやトークショー、講演等をはじめ、会場内でのチラシやグッズの配布等、特設ブース以外での効果的な企画がある場合は、別途提案も可能とする。
- ケ 各種手配等
特設ブースの運営に必要な人員、資料、展示物、機器、設備等は、本業務受注者が責任を持って手配・管理すること。ただし、法務省及び当センターによる資料等の配布や展示物等の貸し出しが可能な場合もあるため、必要に応じて連絡・調整すること。
- コ 記録
当該イベント及び特設ブース等の状況が分かる記録を行い、写真や映像等を提供すること。なお、提供された写真や映像等については、法務省や当センターの各種広報媒体において使用する予定。
- (4) 人権に関するシンポジウム（高知会場及び東京会場）及びインターネット人権フォーラム（横浜会場）の事前広報
人権に関するシンポジウム（高知会場及び東京会場）及びインターネット人権フォーラム（横浜会場）の各会場における参加者募集に当たり、以下のア、イ、ウに基づき、事前広報を行うこと。
- ア チラシの制作（必須）
- (ア) .平成30年度に実施する人権に関するシンポジウム（高知会場及び東京会場）及びインターネット人権フォーラム（横浜会場）における広報用チラシのデザイン制作（各会場ごと計3種）を行い、その版下データ（オリジナルデータ）及びPDFデータを提出すること（チラシの印刷については別途調達予定。）。
- (イ) .仕様は以下のとおりとする。
- ①サイズ：A4／両面
- ②色：表面4C・裏面1C
- ③原稿：当センターから提供する会場ごとのテキストや画像データ等を活用し作成すること。
会場案内図は各会場ホームページで紹介しているアクセスMAP等を基に分かりやすいものを作成すること。なお、会場案内図は、法務省や法務局・地方法務局、当センター等関係機関のホームページでの使用も想定しているため、チラシ・デザイン制作前に作成し、データ等を提供すること。
ユニバーサルデザインの観点から、フォントサイズ、背景と文字のコントラストなど、読みやすさを考慮すること。
イラスト等を使用する場合は、各種人権課題（女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等）に配慮したイメージを使用すること
<参考>：法務省「平成30年度啓発活動強調事項」
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00005.html
人権に関するシンポジウム（高知会場及び東京会場）及びインターネット人権フォーラム（横浜会場）のチラシ・デザインは、参加者募集広報において、他の広報媒体（B

2ポスター、新聞広報、テレビスポット、バナー広告等を想定)にも必要な加工・修正等を施し使用する可能性もあるため、その点も踏まえてレイアウト(デザイン)を行うこと。

これまで制作したチラシのデザイン(別紙3参照)を参考とし、広報・集客効果の高いデザイン・レイアウトとなるよう工夫すること。

イ 新聞広報に係る広報内容の企画及び制作・掲載等(必須)

人権に関するシンポジウム(高知会場及び東京会場)及びインターネット人権フォーラム(横浜会場)の会場ごとに、集客につながる効果的な新聞広報を行うこと。

(ア) 掲載紙及び掲載スペース等

掲載紙については、開催地域における占有率や発行部数等を考慮の上、選択し提案をすること。

掲載スペースや折込広告など広報の形式は問わず、集客効果が期待できる広報の提案をすること。

(イ) 掲載紙等の選定理由

広報の実施地域における部数、掲載紙の選定理由などを企画書中に明記すること。

ウ 新聞以外の広報に係る広報内容の企画及び制作・実施等(任意)

上記ア、イの広報の他に、より広報・集客効果が高い広報の手法があれば提案可能とする(昨年度の実績については別紙4を参照。)

なお、以下のa～hはあくまで例示であるため、例示した方法にとらわれることなく提案すること。

<広報媒体(例)>

a. SNS(Twitter、Facebook、LINE等)による広報

b. テレビ広報

c. ラジオ広報

d. 新聞広報掲載紙関連ウェブサイト等での広報

e. インターネットバナーによる広報

f. フリーペーパー、情報誌等による広報

g. 電光掲示板、デジタルサイネージ等による広報

h. 交通機関を利用した広報(車両内中吊、車内広報枠への掲示、広報貸切列車、電車内の液晶ディスプレイ広報等)

※ 法務省のイベント広報にふさわしい媒体・内容にすること。

※ 新聞広報、テレビ広報等の広報デザインについては、チラシのデザインを基に、必要な加工・修正等を施した上で可能な限り統一すること。

(5) 効果検証の実施

上記4(1)～(4)に示す業務について下記により効果検証を実施すること。

ア 調査対象は国民全般とし、性別や年代別、地域別等による集計を行う。

イ 設問数については、10～20問程度とする。なお、設問は上記4(1)～(4)に示す業務ごとに個別に設定すること((4)の業務については、人権シンポジウムとインターネット人権フォーラムを個別に分けて設定することとし、さらに、人権シンポジウムは会場ごとに分けて設定すること。)

ウ 有効回答数については1,000以上とする。

エ 効果検証のための設問数や内容、選択肢等の必要な要素については、受注者からの提案に基づき、当センターと受注者との協議の上、必要な修正等を行った上で決定する。

オ 上記4(3)に示す業務における効果検証については、実施する内容に即した効果検証の方法を企画書中に明記すること。また、その内容については、法務省及び当センターと協議の上、決定する。

カ 政府における証拠に基づく政策(Evidence-based Policymaking(EBPM))の推進に関する動向等を踏まえ、その趣旨に即した客観的な効果把握に努めること。

(6) 実施結果報告書の作成

上記4(1)～(4)に示す業務について、下記により実施結果報告書を作成すること。報告書の内容については、複数回に渡る修正指示が予想されるため、これに迅速に対応すること。

ア 上記4(1)～(4)に示す業務ごとに個別に実施結果報告書を作成すること((4)の業務については、人権シンポジウムとインターネット人権フォーラムを個別に分けて作成すること。)

イ 本事業に基づく広報活動の実施結果、効果検証の結果を集約する。

- ウ 内容として、以下の各要素は必ず含まれる形で構成する。
 - (ア). 表紙、目次
 - (イ). 広報実施媒体と掲載内容
 - (ウ). 効果検証の集計結果及び分析結果
 - エ 集計結果は、表やグラフ等を活用する。
- (7) その他
本事業の実施に伴う連絡・調整等必要な手配等は全て業者が責任を持って行うこと。

6. 成果物・納品

- (1) 成果物
- ア 上記5で提出することとされているデータ等
 - イ 実施結果報告書（印刷物） 4セット
 - ウ イの報告書のデータ（DVD-R等媒体にて納品） 4セット
 - ※ PDFで納品する場合、文字の部分を選択できる（テキストデータとして抽出可能な）形態にすること。
 - エ 制作した各種広報のデータ（DVD-R等媒体にて納品） 4セット
 - ※ 本事業で実施した各要素に関連する写真、映像等、必要と思われるデータ全て
 - ※ ウ、エは同一のDVD-R等媒体で納品しても差し支えない。
 - オ 広報掲載、シンポジウム事前広報媒体 4セット
 - ※ 掲載誌等の現物を提出すること
- (2) 納品場所
公益財団法人人権教育啓発推進センター
(〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12)
- (3) 納品期限
2019（平成31）年3月8日（金）

7. 応募概要

- (1) 提出書類（ア及びイのみ6セット、その他は1セット提出すること）
- ア 企画書（次の要素を盛り込むこと）
 - (ア). 企画意図、趣旨、体制図等
 - (イ). 企画概要
 - 以下の4点については、内容を把握できる資料を必ず添付すること。
 - ①新聞による広報に関する企画概要
 - ②インターネット特設サイトの作成及び当該サイトの広報に関する企画概要
 - ③イベントでの特設ブース設置等による啓発活動に関する企画概要
 - ④人権に関するシンポジウム（高知会場及び東京会場）及びインターネット人権フォーラム（横浜会場）の事前広報に関する企画概要
 - (ウ). 実施スケジュール
 - イ 補足資料等 ※必要に応じて提出
 - ウ 今回の企画に類するような過去の実績が分かる資料 ※任意
 - エ 入札書（別紙5の様式を使用し、提出の際は封かんすること）
 - オ 委任状（書式自由、代表者が入札する場合は不要）
 - カ 各府省一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書の写し
- (2) 書類提出期限
2018（平成30）年6月1日（金）15：00（厳守）
※入札書のみ開札の5分前まで提出可。
- (3) 開札
2018（平成30）年6月8日（金）14：30～
※ 公益財団法人人権教育啓発推進センター応接室にて実施予定

(4) その他

本入札への参加を希望する場合は、5月28日(月)までに、当センターに電話又はEメールにて連絡すること。

8. スケジュール(予定)

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 2018/05/23(水) | 入札情報開示 |
| (2) 2018/05/28(月) | 入札参加希望連絡期限 |
| (3) 2018/06/01(金) 15:00 | <u>企画書等(入札書を除く)提出締切</u> |
| (4) 2018/06/08(金) 14:25 | <u>入札書提出締切</u> |
| (5) 2018/06/08(金) 14:30 | 開札、受注者決定 |
| (6) 2018/07/~12/頃 | イベントへの特設ブース設置等による効果的な広報の実施 |
| (7) 2018/07~2019/02 | 各種広報活動等展開
※ 特設サイト、バナー等広報、新聞による広報、その他提案された企画内容に即した広報
※ 新聞による広報に関しては、2019年1月中旬~2月上旬の土曜日もしくは日曜日に、全国を網羅する形で掲載(想定)
※ 12/04(火)~12/10(月) 「人権週間」 |
| (8) 2018/07 中旬 | 「人権シンポジウム(高知)」チラシ・デザイン完成 |
| (9) 2018/07 ~ | 「人権シンポジウム(高知)」(11/10) 事前広報実施 |
| (10) 2018/08 中旬 | 「世界人権宣言70周年シンポジウム」チラシ・デザイン完成 |
| (11) 2018/08~ | 「世界人権宣言70周年シンポジウム」(12/1) 事前広報実施 |
| (12) 2018/09 中旬 | 「インターネット人権フォーラム(横浜)」チラシ・デザイン完成 |
| (13) 2018/09~ | 「インターネット人権フォーラム(横浜)」(2019/1/19) 事前広報実施 |
| (14) 2018/11~ | 効果検証調査項目案作成・検討、調査実施 |
| (15) 2019/03/ | 実施結果報告書等、成果物納品 |

9. その他

- (1) 応募に当たっての提出書類は返却しない。
- (2) 本入札の参加に要する経費は、各社負担とする。
- (3) 本件業務の企画、実施、各種調整等に要する経費は、全て受注者負担とする。
- (4) 本件業務の実施に当たっては、当センターの確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。なお、必要に応じて、法務省人権擁護局、当センター及び受注者の三者で協議を行う場合がある。
- (5) 本件業務を実施するに当たって、知り得た法務行政や当センターに関する情報については、本件企画以外の業務に使用しないこと。また、他の第三者に対して一切漏洩しないこと。
- (6) 本件企画の完遂のために十分な実施体制を整えること。
- (7) 本仕様書に基づき制作した各種素材及び広報に関する全ての著作権は、法務省人権擁護局に帰属するものとする。なお、受注者は法務省人権擁護局及び当センターに対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。また、受注者はそのことについて企画書中に明記すること。
- (8) 契約締結後に、各広報掲載媒体の運営管理者が広報掲載メニュー等を変更したことにより仕様書に定めるメニューに広報を掲載することができなくなった場合は、当センターと協議の上、仕様書に定めるものと同様のメニューを用意すること。
- (9) 入札書への必要事項の記載漏れや押印漏れ、入札金額を訂正した入札、提出書類の不備等は失格となるため、提出前に十分確認すること。
- (10) 本仕様書に記載のない事項については、当センターと協議すること。
- (11) 開札は当センター内において入札者の面前で行う。
- (12) 契約後、本仕様書に従わないと認められる場合には、契約を解除する。その場合、解除までに要した経費その他の費用は、受注者の負担とする。
- (13) 本件に関して関連機関に確認・連絡する必要がある場合は、直接連絡せず、当センターを通じて確認・

連絡を行うこと。

10. 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

(1) 検査職員： 総務部長 上原雅子

(2) 監督職員： 事務局長事務取扱 上杉憲章

11. 問合せ・提出先

公益財団法人人権教育啓発推進センター 事業部第二係 松本清志郎

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL 03-5777-1802 / FAX 03-5777-1803

Eメール matsumoto@jinken.or.jp

ツイッター https://twitter.com/jinken_center

YouTube人権チャンネル <https://www.youtube.com/jinkenchannel>

ウェブサイト <http://www.jinken.or.jp>